

市民憩いの広場（市民農園）利用要項

1. 利用期間 **令和8年4月1日から令和10年1月31日まで**
(ただし、令和8年3月1日より1か月間は試用期間として利用できるものとします)
2. 対 象 **市内在住**で、他人に迷惑をかけず耕作の管理と雑草などの処理（利用区画に面した通路と空き地の雑草も含む）ができる方。（高校生以下は除く）
3. 利用条件 (1) 水道・トイレ・駐車場はありません。（車でのお来場は禁止。）自転車・バイクの駐車は近隣の方々の車庫前等のほか、人や車の通行の妨げにならないよう注意してください。
(2) 野菜の栽培に限ります。
(3) 丈の高い作物は、周辺作物の日照に支障があるため禁止します。
(4) 作物の不用部分や耕作に要した物品・ゴミ等は全てその日のうちにお持ち帰りください。**広場内への廃棄は一切認めません。また、隣接地への廃棄は、隣接区画利用者や周辺区画利用者にも多大な迷惑を及ぼしますので、誠に慎むようお願いいたします。**
(5) 利用を辞退する場合は、速やかに区画を整地し市役所にご連絡ください。
(6) 利用は一世帯（同居の別世帯も含む）一区画（概ね15㎡）。
4. 利用取消し (1) **野菜の栽培以外**に利用したとき。
(2) 利用者が指定された区画を利用しないで1箇月以上放置しているとき。
(3) 広場内に工作物を造ったとき。
(4) 他人の迷惑になるような行為をしたとき。（耕作物の盗難など）
(5) 広場を転貸したとき。
(6) 指定された区画からはみ出して耕作をしたとき。
(7) 利用料を指定する期日までに納入しないとき。
(8) その他、市民憩いの広場の管理上支障があると認められるとき。
※利用の取消し及び利用期間満了後においても、作物等を撤去しない場合は、その作物等を放棄したものとして、市で処分いたします。

5. 利 用 料 **1区画当たり年額3,000円**

6. 貸出場所

広場名	場 所	区画数	広場名	場 所	区画数
柏 原	土橋バス停北	48	北 入 曽	東亜DKK西	108
南入曽第1	新入曽橋東	73	新 狭 山	新狭山小学校北	86
南入曽第2	新入曽橋東	121	笹 井	鷺宮製作所北	36

7. 申込み **令和7年12月15日(月)まで**に申込み

※申込み多数の場合は抽選となります。

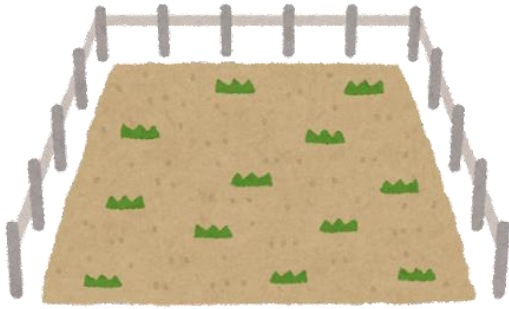
※抽選結果及び当選者への承認書等の発送は、1月下旬を予定しております。

※一世帯一通の申し込みとし、複数の申し込みをした場合は無効といたします。

8. 問い合わせ 狭山市役所 産業振興課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
電話 04-2937-6974 土・日・祝日を除く8時30分～17時15分

市民憩いの広場

利用上のマナー



15 m²/1 世帯

利用料金 3,000 円/年



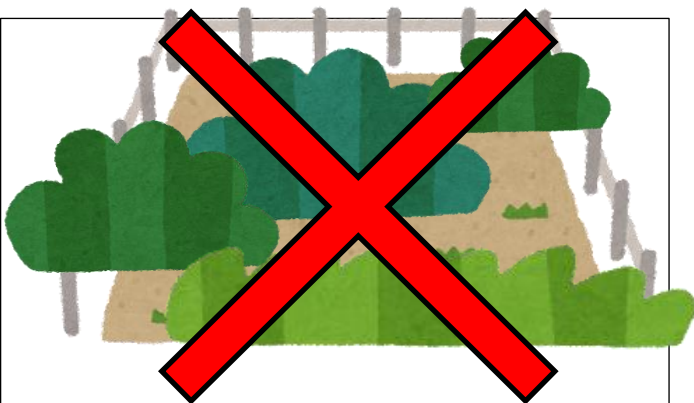
水道はありません。水はペットボトル等でお持ちください。



駐車場はありません。近隣の方々の通行を妨げないでください。



ゴミ(雑草や作物の不要部分など)は持ち帰りましょう。



長期間放置された場合、利用を取り消すことがあります。



盗難禁止！

広場内で耕作された作物は利用者が大切に育てたものです。